

岩手県告示第315号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 基本測量を実施する地域 大船渡市、釜石市、奥州市及び気仙郡住田町
- （2） 基本測量を実施する期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- （3） 実施する基本測量の種類 基準点現況調査
- 2（1） 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- （2） 基本測量を実施する期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- （3） 実施する基本測量の種類 航空重力測量